

【低入札制度の改正後】

本業市発注の建設工事に関する低入札制度について、平成28年5月1日以降に入札公告を行う（予定価格1,000万円以上の）建設工事について、以下のとおり「**低入価格調査制度の基準価格・失格判断基準**」及び「**最低制限価格制度の最低制限価格**」の改正を行うこととしましたので、ご注意ください。

右記以外の工事		「建築一式」並びに営繕工事にかかる「電気」「電気通信」「管」及び「とび・土工・コンクリート（解体工事に限る。）」工事	営繕工事以外の「電気」及び「電気通信」並びに「機械器具設置」工事
予定価格 大 1.0億円 1,000万円	低入札価格調査制度 基準価格 直接工事費×95% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費×55% 合計額 （ただし、予定価格の70%～90%の範囲内）	低入札価格調査制度 基準価格 直接工事費×9/10×95% 共通仮設費×90% （直接工事費×1/10+ 現場管理費）×90% 一般管理費×55% 合計額 （ただし、予定価格の70%～90%の範囲内）	低入札価格調査制度 基準価格 機器費×87.5% 直接工事費×95% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費×55% 合計額 （ただし、予定価格の70%～90%の範囲内）
	失格判断基準 直接工事費×95% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費×20% 合計額 > 入札書記載金額 （ただし、予定価格の70%～90%の範囲内）	失格判断基準 直接工事費×9/10×95% 共通仮設費×90% （直接工事費×1/10+ 現場管理費）×90% 一般管理費×20% 合計額 > 入札書記載金額 （ただし、予定価格の70%～90%の範囲内）	失格判断基準 機器費×79% 直接工事費×95% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費×20% 合計額 > 入札書記載金額 （ただし、予定価格の70%～90%の範囲内）
	最低制限価格制度 制限価格＝調査基準 価格の算出に同じ （制限価格を下回っ た場合は無効）	最低制限価格制度 制限価格＝調査基準 価格の算出に同じ （制限価格を下回っ た場合は無効）	最低制限価格制度 制限価格＝調査基準 価格の算出に同じ （制限価格を下回っ た場合は無効）

基準価格を下回る入札者あり

失格判断基準の確認

<失格判断基準の適用>

失格判断基準 に該当しない	失格判断基準 に該当する
○低入札価格調査	×無効

低入札価格調査

専任の追加配置技術者の選出

※落札候補者のみ

〔技術者の配置例〕

- ・ 請負代金額2,500万円以上の建設工事（建築一式にあっては5,000万円以上）の場合
→ 専任の主任（監理）技術者1名（建設業法上）**＋専任の主任（監理）技術者1名（低入札対応）**の計2名を配置
- ・ 請負代金額2,500万円未満の建設工事（建築一式にあっては5,000万円未満）の場合
→ 専任の主任技術者1名**＋専任の主任技術者1名（低入札対応）**の計2名を配置

落札候補者の入札参加資格審査

落札者の決定・契約へ